

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 11 月 29 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正に関するパブリックコメントについて◆

平成23年10月14日から「確定拠出年金法施行令及び確定拠出年金法施行規則の一部改正について」として、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組み(いわゆる「マッチング拠出」)の導入に関するパブリックコメントの募集が行われておりましたが、寄せられた意見等及び意見等に対する考え方が11月28日に厚生労働省より公表されました。

概要は以下のとおりです。

1. 加入者掛金の導入について

- (1) <意見等の内容>加入者掛金の拠出ができる対象を一定の職種、一定の勤続期間、一定の年齢を設けて制限することは可能か。
<意見等に対する考え方>企業型年金加入者となることについては、企業の労働条件に関することなので、一定の資格を定めることを認めているが、これに加えて加入者掛金の拠出できる対象を制限することは加入者の拠出する権利を阻害することになるため、制限することは不可とする予定。
- (2) <意見等の内容>グループ企業で確定拠出年金を実施しているケースで、事業所ごとに加入者掛金の実施を決定することを認めるべき。
<意見等に対する考え方>実施事業所ごとに導入を決定することが可能。また、導入した事業所であっても、加入者掛金の拠出を強制するものではない。



2. 加入者掛金の額の設定について

- (1) **〈意見等の内容〉**加入者掛金の設定に金額の単位などの決まりや制限はあるのか。例えば、給与比例は認められるか。
〈意見等に対する考え方〉加入者掛金の額は一定の額を加入者が決めることになる。金額の単位等に決まりはないものの、複数の選択肢が用意されていなければならない。変更は原則年1回としており、加入者の意思が尊重され、加入者にとってもわかりやすくなるよう、給与比例のように加入者掛金の額が変動しかならない設定方法は認めないこととする予定。
- (2) **〈意見等の内容〉**加入者掛金の額の設定に初期金額（デフォルト）を設けることや、毎年自動的に加入者掛金が増額していく設定は認められるか。
〈意見等に対する考え方〉事業主が設定した額を受け入れるしかないため、加入者の意思が尊重されず、認めないこととする予定。
- (3) **〈意見等の内容〉**加入者掛金の設定方法として、加入者掛金拠出開始時の拠出限度額、加入者掛金変更時の拠出限度額といった一時点の拠出限度額とする設定は認められるか。
〈意見等に対する考え方〉加入者掛金の限度額の増加に応じて自動的に加入者掛金を増額させるものでなければ可能とする予定。
- (4) **〈意見等の内容〉**加入者掛金の額として、複数の選択肢を設けた場合であっても、加入者によっては、選択肢がない場合や1つの選択肢しか選べない状況も考えられるが、このような設定は認められるか。
〈意見等に対する考え方〉複数の選択肢が設けられていれば可能とする予定であるが、労使で工夫をお願いしたい。
例) 一定額以下の場合は、任意の額とするなど。
- (5) **〈意見等の内容〉**加入者掛金の拠出を停止し、再開する際に改めて停止時とは異なる金額を設定することは可能か。可能とした場合、複数回変更ができることになり、年1回の変更の趣旨に反するのではないか。
〈意見等に対する考え方〉停止時の加入者掛金額と異なる加入者掛金額を設定することは年1回の変更とはせず可能とするが、加入者掛金拠出の施行後の状況等をみながら検討していきたい。
- (6) **〈意見等の内容〉**企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が特定の者について不当に差別的でないこと、また、事業主によって不当に制約されるものでないこととあるが、「不当に差別的でない」、「不当に制約されるものでない」の解釈や具体例を明示すべきである。
〈意見等に対する考え方〉通知等で例示する予定。
- (7) **〈意見等の内容〉**高齢期における所得の確保の観点から、降格・減給に伴い事業主掛金が引き下げられた場合の加入者掛金の増額については、特例的に加入者掛金の変更を認める、若しくは年1回の変更に含めないようにすること。
〈意見等に対する考え方〉加入者の意思による加入者掛金の増額となるため、年1回の変更に該当する。

(8) <意見等の内容>複数の選択肢について、加入者を「不当に制約しない」範囲内で、法令の定める拠出限度額の上限まで設けない(例:事業主掛金が一律25,000円のと看、加入者掛金の上限を15,000円とする等)ことは可能か。

<意見等に対する考え方>加入者掛金の額の選択肢が複数用意されているが、結果的に上限額が選択できない場合は可能であるが、加入者が拠出できる最大の範囲で設定できるよう努める必要がある。

3. 加入者掛金の変更について

(1) <意見等の内容>政令や省令で定める場合以外の変更は年1回としてカウントすることになるが、例えば、事業主掛金の額を加入者が選択する規約においても、年1回の変更にはカウントされないとの理解でよいか。

<意見等に対する考え方>そのとおり。

(2) <意見等の内容>加入者掛金の停止や再開、変更は、特定の月(例えば4月)のみ可能とする設定は可能か。

<意見等に対する考え方>加入者掛金の停止については、加入者個々の諸事情等を考慮し随時可能とする予定。再開や変更について一定月を設けることは、規約に定めることで可能とする予定。

(3) <意見等の内容>暦年や事業年度で年1回とする期間を設けることも可能か。

<意見等に対する考え方>いずれも可能。

4. 加入者掛金の納付について

(1) <意見等の内容>加入者掛金の徴収方法として、給与天引きに限定することは可能との認識であるが、給与が少額のため加入者掛金を天引きできない場合は、本人の同意を得ずに0円とすることは可能か。また、給与支給日が拠出日以降となる場合は、事業主が加入者掛金の額を立て替えて拠出することは可能か。

<意見等に対する考え方>規約に定めることで可能とする予定。給与支給日が拠出日以降となる場合であっても、確定拠出年金法上、毎月の加入者掛金を翌月末日までに納付すれば問題ない。

(2) <意見等の内容>給与天引きを行うものとして、加入者掛金や社会保険料等があるが、天引きする優先順位はあるか。

<意見等に対する考え方>特にないが、社会保険料には国税徴収法が準用され、滞納処分がある。

(3) <意見等の内容>病欠等により給与が少額で加入者掛金が控除できなかった場合や事業主に起因し拠出ができない場合など、どのような取扱いになるのか。また、過入金の取扱いはどうか。

<意見等に対する考え方>未入金により、その月の加入者掛金の拠出がなかったものとなる。また、過入金の場合は速やかに還付されることが求められる。



5. 事業主返還について

- (1) <意見等の内容>事業主返還の対象とならない勤続3年以上の加入者のみ加入者掛金の拠出を認めることは可能か。
<意見等に対する考え方>不可とする予定。
- (2) <意見等の内容>事業主返還に際し、返還される額は、どのように分別して算出されるのか。
<意見等に対する考え方>按分方法は、労使で十分に協議し決定していくことになるが、加入者掛金を拠出しているにも関わらず、加入者への返還額が0円とならないよう配慮する必要がある。

6. その他

- (1) <意見等の内容>企業型年金加入者掛金の課税方法や年末調整を行う場合の証明書の発行や添付は必要か。
<意見等に対する考え方>加入者掛金の課税方法及び年末調整の方法については、社会保険料と同様の扱い。
- (2) <意見等の内容>老後の資産形成を促し、柔軟な制度設計を可能にするという観点から、法定限度額の見直し及び加入者拠出限度額の見直しを考えていただきたい。
<意見等に対する考え方>確定拠出年金の今後の状況を踏まえつつ検討していく。
- (3) <意見等の内容>拠出限度額の管理や規約で認められている拠出可能な企業型年金加入者掛金の額（選択肢）について運用報告やWebページに掲載することは、事業主の業務と考えられるが、これらの事務を運営管理機関に委託することは可能か。
<意見等に対する考え方>加入者掛金の限度額確認や説明責任は実施主体である事業主にあるが、事業主がこれらの業務を運営管理機関に委託することは可能とする予定。

以上

